

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和6年(2024年)11月7日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	道北 道立学校 教職員 (女性・19歳)	減給1か月 〔給料の〕 10分の1	令和6年5月から7月にかけて、自校生徒と交際し、手をつないだり、抱き合った。
2	苫前町 小学校 教頭 (男性・52歳)	懲戒免職	前任校で勤務していた令和4年3月から10月にかけて、たばこ等の購入費に充てるため、私費会計から15万7,742円を横領した。 【管理監督責任：戒告1名】
3	道東 義務教育学校 教諭 (男性・51歳)	戒告	令和5年12月から令和6年3月にかけて、同僚教諭が不快に感じるショートメールを2回送ったほか、当該教諭の下駄箱に栄養ドリンクなどを3回、無記名で入れた。
4	浜中町 中学校 教諭 (男性・24歳)	停職5か月	令和6年7月15日(月)、釧路市内で自家用車を運転中、警察官に停止を求められ、呼気検査の結果、酒気帯び運転違反の基準値(0.15mg/l)を上回るアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙された。
5	道東 義務教育学校 教諭 (女性・24歳)	停職1か月	令和6年5月26日(日)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速114キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
6	オホーツク管内 小学校 教諭 (男性・49歳)	減給1か月 〔給料の〕 10分の1	令和6年6月15日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速104キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
7	石狩市 中学校 教諭 (男性・57歳)	減給2か月 〔給料の〕 10分の1	令和6年3月25日(月)自家用車を運転中、路面が凍結し、車輪が滑走しやすい状態であったにもかかわらず、速度を調整することなく、時速約40キロメートルで進行し、不用意に制動措置を講じた過失により、自車を滑走させて道路右側部分に進出させ、対向進行してきた車両右前部に自車左前部を衝突させ、当該車両の運転手に加療約8週間を要する胸骨骨折の傷害を負わせた。